

官報

号外 昭和三十六年三月二十三日

○第三十八回 衆議院会議録 第十八号

昭和三十六年三月二十三日(木曜日)

日程第四 港湾整備特別会計法案
(内閣提出)

揮発油税法の一部を改正する法律
(内閣提出)

地方道路税法の一部を改正する法律
(内閣提出)

律案(内閣提出)

物品税法等の一部を改正する法律
(内閣提出)

郵便貯金特別会計法の一部を改正
(内閣提出)

中小企業退職金共済法の一
部を改正する法律案(内閣提出)

郵便貯金特別会計法の一部を改正
(内閣提出)

めます。よって、日程第一はあと回し
といったします。

中小企業退職金共済法の一
部を改
正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十六年二月十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

○議長(清瀬一郎君) 日程第二、中小
企業退職金共済法の一
部を改正する法律案を議題といたします。

提出)

中小企業退職金共済法の一
部を改正する法律

中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)の一部を次のよ
うに改正する。

第一条第一項中「百人」を「三百人」に、「三十人」を「五十人」に改
めること。

第六十一条第一号中「六十月以上」を「三十六月以上」に改
めること。

別表第一中二四月から五月までの部分を次のよう改める。

二四月	四、八〇〇円	一、四〇〇円
二五月	五、〇〇〇円	一、五〇〇円
二六月	五、二〇〇円	一、六〇〇円
二七月	五、四〇〇円	一、七〇〇円
二八月	五、六〇〇円	一、八〇〇円
二九月	五、八〇〇円	一、九〇〇円
三〇月	六、〇〇〇円	二、〇〇〇円
三一月	六、二〇〇円	二、一〇〇円
三二月	六、四〇〇円	二、二〇〇円
三三月	六、六〇〇円	二、三〇〇円
三四月	六、八〇〇円	二、四〇〇円
三五月	七、〇〇〇円	二、五〇〇円

○本日の会議に付した案件

東北開発審議会委員の選挙

日程第二 中小企業退職金共済法

の一部を改正する法律案(内閣

提出)

日程第三 国立学校設置法の一部

を改正する法律案(内閣提出)

昭和三十六年三月二十二日 案號院全證第十八号 中小企業還暦金共

三六月		七、五八〇円		三、六〇〇円
三七月		七、七九〇円		三、七〇〇円
三八月		八、〇〇〇円		三、八〇〇円
三九月		八、二一〇円		三、九〇〇円
四〇月		八、四一〇円		四、〇〇〇円
四一月		八、六三〇円		四、一〇〇円
四二月		八、八四〇円		四、二〇〇円
四三月		九、一七〇円		四、三六〇円
四四月		九、五〇〇円		四、五一〇円
四五月		九、八四〇円		四、六八〇円
四五六		一〇、一八〇円		四、八四〇円
四七月		一〇、五二〇円		五、〇〇〇円
四八月		一〇、八六〇円		五、一六〇円
四九月		一一、二〇〇円		五、三三〇円
五〇月		一一、五四〇円		五、四八〇円
五一月		一一、八六〇円		五、六四〇円
五二月		一二、一八〇円		五、七九〇円
五三月		一二、五〇〇円		五、九四〇円
五四月		一二、八二〇円		六、〇九〇円
五五月		一三、一二〇円		六、一三〇円
五六月		一三、四二〇円		六、三七〇円
五七月		一三、七二〇円		六、五一〇円
五八月		一四、〇一〇円		六、六五〇円
五九月		一四、三〇〇円		六、七九〇円

「積立事業」という。)で労働省令で定める基準に適合すると労働大臣はこれを改正する法律案

が認定するものに参加している中小企業者が、この法律の施行後一年以内に、当該従業員を被共済者として退職金共済契約を締結し、当該従業員について当該積立事業に積み立てられている金額の範囲内で、別表の上欄に定める金額に当該退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額を百円で除した数を乗じて得た金額を中小企業退職金共済事業団に納付したときは、その下欄に定める月数を掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、通算すべき月数は、当該従業員について中小企業者が積立事業に参加していた期間の月数（その期間の月数が七十二月をこえるときは、七十二月）を

3 労働大臣は、前項の規定により
積立事業の認定の基準に関する労
働省令を定めようとするときは、
大蔵大臣及び通商産業大臣と協議
しなければならない。

別表

八一〇円	九一〇円	九月
七一〇円	八一〇円	八月
六一〇円	七一〇円	七月
五一〇円	六一〇円	六月
四〇〇円	五一〇円	五月
三〇〇円	四〇〇円	四月
二一〇円	三〇〇円	三月
一一〇円	二一〇円	二月
一〇〇円	一一〇円	一月
金額	月数	
別表	3	
積立事業の認定の基準に関する労働省令を定めようとするときは、大蔵大臣及び通商産業大臣と協議しなければならない。	労働大臣は、前項の規定により積立事業の認定の基準に関する労働省令を定めようとするときは、大蔵大臣及び通商産業大臣と協議しなければならない。	小企業者が、この法律の施行後一年以内に、当該従業員を被共済者として退職金共済契約を締結し、当該従業員について当該積立事業に積み立てられている金額の範囲内で、別表の上欄に定める金額に当該退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額を百円で除した数を乗じて得た金額を中小企業退職金共済事業団に納付したときは、その下欄に定める月数を掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、通算すべき月数は、当該従業員について中小企業者が積立事業に参加していた期間の月数（その期間の月数が七十二月をこえるときは、七十二月）をこえることができない。

三、七〇〇円	三四月
三、八二〇円	三五月
三、九四〇円	三六月
四、〇六〇円	三七月
四、一八〇円	三八月
四、三一〇円	三九月
四、四三〇円	三〇月
四、四五〇円	四一月
四、六七〇円	四二月
四、七九〇円	四三月
四、九二〇円	四四月
五、〇四〇円	四五月
五、一七〇円	四六月
五、三〇〇円	四七月
五、四二〇円	四八月
五、五五〇円	四九月
五、六八〇円	五一〇月
五、八一〇円	五一月
五、九四〇円	五二月
六、〇七〇円	五三月
六、一〇〇円	五四月
六、三三〇円	五五月
六、四六〇円	五六月
六、六〇〇円	五七月
六、七三〇円	五八月
六、八六〇円	五九月

附則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際に中小企業者が共同して実施している従業員のための退職金積立の事業(以下「

正月一〇日

○渕野清吉君　ただいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

まず、本案の内容を簡単に申し上げます。

第一に、大阪大学に基礎工学部を設置すること。

第二に、宇都宮工業短期大学、長岡工業短期大学及び宇都宮工業短期大学を設置すること。

第三に、広島大学に原爆放射能医学研究所を、名古屋大学に共同利用のプラズマ研究所を設置すること。

第四に、名古屋工業大学短期大学部及び九州工業大学短期大学部を廃止すること。

最後に、国立短期大学にも付属の学

校を設置することができる旨の規定を設けること等であります。以上の諸点は本年四月一日から施行することになつております。

さて、本案は二月二十二日当委員会に付託となり、二月二十四日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。

委員会における質疑のおもなるものとしては、大学卒業程度の科学技術者の養成計画、国立短期大学に付属学校

を設置することができる規定を設ける理由、及び、当該付属学校の性格、さるいわれる五年制の一貫教育との関係、

また、原爆放射能医学研究所及びプラズマ研究所の設立目的とその内容、私立大学における優秀な研究所に対する援助等、各般にわたりきわめて熱心な論議がなされました。その詳細は速記録により御承知願いたいと思いま

す。

かくて、三月二十二日、本案に対する質疑を終了、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して山中委員より、若干の希望を付して本案に賛成、自由民主党を代表して竹下委員より賛成、民主党を代表して受田委員より、条件付賛成の意見が開陳せられました。

次いで、採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告いたします。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

事務で国が施行するもののうち、次号に規定する特定港湾施設工事等以外のものをいふ。以下同じ。)に密接な関連のある工事その他の港湾の整備のため特に必要な工事で運輸大臣が委託に基づき施行するもの(以下「港湾整備関係受託工事」といふ。)

地方道路税法の一部を改正する法律案、物品税法等の一部を改正する法律案、郵便貯金特別会計法の一部を改正正する法律案、港湾整備特別会計法案外四案

する法律案、右五案を一括して議題といたします。

港湾整備事業で政令で定めるものをいふ。以下同じ。)に密接な関連のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するもの(以下「特定港湾施設関係受託工事」といふ。)

(内閣提出)

〔港湾法(昭和二十五年法律第二百八十八号)第一条第五項に規定する港湾施設の災害復旧に関する工事、港湾整備緊急措置法第二条第一号に規定する政令で定める事業の工事及び海岸法(昭和三十一年法律第二百一号)第二条に規定する港湾整備五箇年計画の実施に伴い、港湾整備事業(同法第二条に規定する港湾整備事業をいふ。以下同じ。)で国が施行するものに關する政府の經理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して經理する。

2

この会計においては、前項に定めるもののほか、次の事項にに関する經理を行なるものとする。

一直轄港湾整備事業(港湾整備

第一條 港湾整備緊急措置法(昭和三十六年法律第二百一号)第三条に規定する港湾整備五箇年計画の実施に伴い、港湾整備事業(同法第二条に規定する港湾整備事業をいふ。以下同じ。)で国が施行するものに關する政府の經理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して經理する。

三 一般会計所屬港湾関係工事(港湾法(昭和二十五年法律第二百八十八号)第一条第五項に規定する港湾施設の災害復旧に関する工事、港湾整備緊急措置法第二条第一号に規定する政令で定める事業の工事及び海岸法(昭和三十一年法律第二百一号)第二条に規定する港湾整備五箇年計画の実施に伴い、港湾整備事業(同法第二条に規定する港湾整備事業をいふ。以下同じ。)で国が施行するものに關する政府の經理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して經理する。

四 港湾整備事業で港湾管理者が施行するものに係る負担金又は補助金の交付

第五条 この会計は、運輸大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(勘定区分)

第六条 この会計は、港湾整備勘定及び特定港湾施設工事勘定に区分する。

第七条 第三条の会計は、港湾整備勘定に

及ぶ特定港湾施設工事勘定に区分する。

第八条 第四条 港湾整備勘定においては、

次に掲げる収入及び附屬雜収入をもつてその歳入とする。

第九条 港湾整備勘定による一

般会計からの繰入金及び第八条

のをいふ。以下同じ。)に密接な関連のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するもの(以下「港湾

施設関係受託工事」といふ。)

第十条 港湾整備勘定の歳入及び歳出

十一 特定港湾施設工事等(特定港

湾施設整備特別措置法(昭和三

十四年法律第六十七号)第一条

に規定する特定港湾施設工事及

び当該工事に関連して施行する

事務で国が施行するもののうち、次号に規定する特定港湾施設工事等以外のものをいふ。以下同じ。)に密接な関連のある工事その他の港湾の整備のため特に必要な工事で運輸大臣が委託に基づき施行するもの(以下「港湾

施設関係受託工事」といふ。)

第十二条 港湾整備勘定においては、

次に掲げる収入及び附屬雜収入をもつてその歳入とする。

第十三条 港湾整備勘定による一

般会計からの繰入金及び第八条

のをいふ。以下同じ。)に密接な関連のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するもの(以下「港湾

施設関係受託工事」といふ。)

第十四条 港湾整備勘定の歳入及び歳出

第十五条 港湾整備勘定においては、

次に掲げる収入及び附屬雜収入をもつてその歳入とする。

第十六条 港湾整備勘定による一

般会計からの繰入金及び第八条

のをいふ。以下同じ。)に密接な関連のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するもの(以下「港湾

施設関係受託工事」といふ。)

第十七条 港湾整備勘定の歳入及び歳出

第十八条 港湾整備勘定においては、

次に掲げる収入及び附屬雜収入をもつてその歳入とする。

第十九条 港湾整備勘定による一

般会計からの繰入金及び第八条

のをいふ。以下同じ。)に密接な関連のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するもの(以下「港湾

施設関係受託工事」といふ。)

第二十条 港湾整備勘定の歳入及び歳出

第二十一条 港湾整備勘定においては、

次に掲げる収入及び附屬雜収入をもつてその歳入とする。

第二十二条 港湾整備勘定による一

般会計からの繰入金及び第八条

のをいふ。以下同じ。)に密接な関連のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するもの(以下「港湾

施設関係受託工事」といふ。)

第二十三条 港湾整備勘定の歳入及び歳出

第二十四条 港湾整備勘定においては、

次に掲げる収入及び附屬雜収入をもつてその歳入とする。

第二十五条 港湾整備勘定による一

般会計からの繰入金及び第八条

のをいふ。以下同じ。)に密接な関連のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するもの(以下「港湾

施設関係受託工事」といふ。)

第二十六条 港湾整備勘定の歳入及び歳出

第二十七条 港湾整備勘定においては、

次に掲げる収入及び附屬雜収入をもつてその歳入とする。

第二十八条 港湾整備勘定による一

般会計からの繰入金及び第八条

のをいふ。以下同じ。)に密接な関連のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するもの(以下「港湾

施設関係受託工事」といふ。)

第二十九条 港湾整備勘定の歳入及び歳出

第三十条 港湾整備勘定においては、

次に掲げる収入及び附屬雜収入をもつてその歳入とする。

第三十一条 港湾整備勘定による一

般会計からの繰入金及び第八条

のをいふ。以下同じ。)に密接な関連のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するもの(以下「港湾

施設関係受託工事」といふ。)

第三十二条 港湾整備勘定の歳入及び歳出

第三十三条 港湾整備勘定においては、

次に掲げる収入及び附屬雜収入をもつてその歳入とする。

第三十四条 港湾整備勘定による一

般会計からの繰入金及び第八条

のをいふ。以下同じ。)に密接な関連のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するもの(以下「港湾

施設関係受託工事」といふ。)

第三十五条 港湾整備勘定の歳入及び歳出

第三十六条 港湾整備勘定においては、

次に掲げる収入及び附屬雜収入をもつてその歳入とする。

第三十七条 港湾整備勘定による一

般会計からの繰入金及び第八条

のをいふ。以下同じ。)に密接な関連のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するもの(以下「港湾

施設関係受託工事」といふ。)

第三十八条 港湾整備勘定の歳入及び歳出

第三十九条 港湾整備勘定においては、

次に掲げる収入及び附屬雜収入をもつてその歳入とする。

第四十条 港湾整備勘定による一

般会計からの繰入金及び第八条

のをいふ。以下同じ。)に密接な関連のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するもの(以下「港湾

施設関係受託工事」といふ。)

第四十一条 港湾整備勘定の歳入及び歳出

第四十二条 港湾整備勘定においては、

次に掲げる収入及び附屬雜収入をもつてその歳入とする。

第四十三条 港湾整備勘定による一

般会計からの繰入金及び第八条

のをいふ。以下同じ。)に密接な関連のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するもの(以下「港湾

施設関係受託工事」といふ。)

第四十四条 港湾整備勘定の歳入及び歳出

第四十五条 港湾整備勘定においては、

次に掲げる収入及び附屬雜収入をもつてその歳入とする。

第四十六条 港湾整備勘定による一

般会計からの繰入金及び第八条

のをいふ。以下同じ。)に密接な関連のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するもの(以下「港湾

施設関係受託工事」といふ。)

第四十七条 港湾整備勘定の歳入及び歳出

第四十八条 港湾整備勘定においては、

次に掲げる収入及び附屬雜収入をもつてその歳入とする。

第四十九条 港湾整備勘定による一

般会計からの繰入金及び第八条

のをいふ。以下同じ。)に密接な関連のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するもの(以下「港湾

施設関係受託工事」といふ。)

第五十条 港湾整備勘定の歳入及び歳出

第五十一条 港湾整備勘定においては、

次に掲げる収入及び附屬雜収入をもつてその歳入とする。

第五十二条 港湾整備勘定による一

般会計からの繰入金及び第八条

のをいふ。以下同じ。)に密接な関連のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するもの(以下「港湾

施設関係受託工事」といふ。)

第五十三条 港湾整備勘定の歳入及び歳出

第五十四条 港湾整備勘定においては、

次に掲げる収入及び附屬雜収入をもつてその歳入とする。

第五十五条 港湾整備勘定による一

般会計からの繰入金及び第八条

のをいふ。以下同じ。)に密接な関連のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するもの(以下「港湾

施設関係受託工事」といふ。)

第五十六条 港湾整備勘定の歳入及び歳出

第五十七条 港湾整備勘定においては、

次に掲げる収入及び附屬雜収入をもつてその歳入とする。

第五十八条 港湾整備勘定による一

般会計からの繰入金及び第八条

のをいふ。以下同じ。)に密接な関連のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するもの(以下「港湾

施設関係受託工事」といふ。)

第五十九条 港湾整備勘定の歳入及び歳出

第六十条 港湾整備勘定においては、

次に掲げる収入及び附屬雜収入をもつてその歳入とする。

第六十一条 港湾整備勘定による一

般会計からの繰入金及び第八条

のをいふ。以下同じ。)に密接な関連のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するもの(以下「港湾

施設関係受託工事」といふ。)

第六十二条 港湾整備勘定の歳入及び歳出

第六十三条 港湾整備勘定においては、

次に掲げる収入及び附屬雜収入をもつてその歳入とする。

第六十四条 港湾整備勘定による一

般会計からの繰入金及び第八条

のをいふ。以下同じ。)に密接な関連のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するもの(以下「港湾

施設関係受託工事」といふ。)

第六十五条 港湾整備勘定の歳入及び歳出

第六十六条 港湾整備勘定においては、

次に掲げる収入及び附屬雜収入をもつてその歳入とする。

第六十七条 港湾整備勘定による一

般会計からの繰入金及び第八条

のをいふ。以下同じ。)に密接な関連のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するもの(以下「港湾

施設関係受託工事」といふ。)

第六十八条 港湾整備勘定の歳入及び歳出

第六十九条 港湾整備勘定においては、

次に掲げる収入及び附屬雜収入をもつてその歳入とする。

第七十条 港湾整備勘定による一

般会計からの繰入金及び第八条

のをいふ。以下同じ。)に密接な関連のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するもの(以下「港湾

施設関係受託工事」といふ。)

第七十一条 港湾整備勘定の歳入及び歳出

第七十二条 港湾整備勘定においては、

次に掲げる収入及び附屬雜収入をもつてその歳入とする。

第七十三条 港湾整備勘定による一

般会計からの繰入金及び第八条

のをいふ。以下同じ。)に密接な関連のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するもの(以下「港湾

施設関係受託工事」といふ。)

第七十四条 港湾整備勘定の歳入及び歳出

第七十五条 港湾整備勘定においては、

第一項の規定による特定港湾施設工事勘定からの繰入金

二 港湾法第五十二条第二項において準用する同法第四十二条第一項本文若しくは第二項、同法第五十二条第三項又は北海道開発のためにする港湾工事に関する法律(昭和二十六年法律第七十三号)第三条第二項において準用する同法第二条第一項の規定による負担金で、直轄港湾整備事業に係るもの

三 港湾整備関係受託工事に係る納付金

二 港湾整備勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出とする。

一 直轄港湾整備事業及び港湾整備関係受託工事に関する費用(国が北海道で行なうこれら的事情又は工事に関する職員の給与をもつてその歳出とする。)

三 港湾整備事業で港湾管理者が施行するものに係る負担金及び補助金

四 第九条の規定による一般会計への繰入金

(特定港湾施設工事勘定の歳入及び歳出)

第五条 特定港湾施設工事勘定においては、次に掲げる収入及び附属収入をもつてその歳入とする。

一 第七条第二項の規定による一般会計からの繰入金

二 港湾法第五十二条第二項において準用する同法第四十二条第一項本文若しくは第二項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律(昭和二十六年法律第七十三号)第三条第二項において準用する同法第二条第一項、同法第五十二条第三項又は北海道開発のためにする港湾工事に関する法律(昭和二十六年法律第七十三号)第三条第二項において準用する同法第二条第一項の規定による負担金で、直轄港湾整備特別措置法第四条又は企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)第八条第四項後段の規定による負担金で、特定港湾施設工事等に係るもの

三 特定港湾施設関係受託工事に係る納付金

二 特定港湾施設工事勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出とする。

一 特定港湾施設工事等及び特定港湾施設関係受託工事に関する費用(これらの工事に関する事務費を除く。)

二 一般会計所属港湾関係工事、特定港湾施設工事等及び特定港湾施設関係受託工事に関する事務費(国が北海道で行なうこれら的事情又は工事に関する事務費を除く。)

三 第九条の規定による一般会計への繰入金

(特定港湾施設工事勘定の歳入及び歳出等の整理)

二 第八条第一項の規定による港湾整備勘定の繰入金

(特定港湾施設工事勘定の歳入及び歳出等の整理)

二 第八条第一項の規定による港湾整備勘定への繰入れ

(特定港湾施設工事勘定における区分(といふ。)に従つて整理しなければならない。

二 第八条第一項の規定による港湾整備勘定に繰り入れについて準用する。

(一般会計への繰入れ)

二 第九条 港湾整備関係受託工事及び納付金のうち、当該工事について

第七条 直轄港湾整備事業に関する

費用で国庫が負担するもの、一般会計所屬港湾関係工事に関する事務費並びに港湾整備事業で港湾管理者が施行するものに係る負担金及び補助金の額に相当する金額

は、毎会計年度、一般会計から港湾整備勘定に繰り入れるものとす

る。

二 特定港湾施設工事等に係る費用で国庫が負担するものに相当する費

用で国庫が負担するものの額に相当する金額は、毎会計年度、一般会計から港湾整備勘定に繰り入れるものとす

る。

二 特定港湾施設工事勘定に従つて、特定港湾施設工事等に係る費用で国庫が負担するものに相当する費

用で国庫が負担するものの額に相当する金額は、毎会計年度、一般会計から港湾整備勘定に繰り入れるものとす

る。

二 特定港湾施設工事勘定に従つて、特定港湾施設工事等に係る費用で国庫が負担するものに相当する費

用で国庫が負担するものの額に相当する金額は、毎会計年度、一般会計から港湾整備勘定に繰り入れるものとす

る。

二 前二項の規定による繰入れは、国が北海道において行なう事業又は工事に関する事務費の額その他政令で定める額に相当する金額を除き、予算の範囲内において政令で定めるところにより行なうものとする。

(特定港湾施設工事勘定からの港務費を除く。)

二 第八条第一項の規定による港湾整備勘定への繰入れ

(特定港湾施設工事勘定の歳入及び歳出等の整理)

二 第八条第一項の規定による港湾整備勘定への繰入れ

(特定港湾施設工事勘定における区分(といふ。)に従つて整理しなければならない。

二 前条第三項の規定は、前項の規定による繰入れについて準用する。

(一般会計への繰入れ)

二 第九条 港湾整備関係受託工事及び納付金のうち、当該工事について

第七条 直轄港湾整備事業に関する

一般会計において支弁した政令で定める経費の額に相当する金額は、当該納付金を収納した年度内にお

いて、港湾整備勘定及び特定港湾施設工事勘定に従つし、各勘定において、歳入にあつては、その性質

に従つて款及び項に区分し、歳出

勘定から、それぞれ一般会計に繰り入れるものとする。

(歳入歳出予定計算書等の作成及び送付)

二 第十二条 この会計の国庫債務負担行為は、港湾整備勘定及び特定港

施設工事勘定の区分に従い、更に特定港湾施設工事勘定に従つて、特定港

債務負担行為で翌年度以後にわたるものについての前年

度末までの支出額及び支出額の見込み、当該年度以後の支出予

定額並びに数会計年度にわたる事業又は工事に伴なうものにつ

いてはその全体の計画及びその進行状況等に関する調書

(予算の作成及び提出)

二 第十三条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

二 国庫債務負担行為で翌年度以後にわたるものについての前年

度末までの支出額及び支出額の見込み、当該年度以後の支出予

定額並びに数会計年度にわたる事業又は工事に伴なうものにつ

いてはその全体の計画及びその進行状況等に関する調書

(予算の作成及び提出)

二 第十四条 特定港湾施設工事勘定の予算の規定

別等の区分に従つて作成するもの、工事施設工事勘定に係るものは、工事

計画表については、この限りでない。

二 第十一条 この会計の歳入歳出予算は、港湾整備勘定及び特定港湾施設工事勘定に区分し、各勘定において、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に区分し、歳出

にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(国庫債務負担行為の区分)

二 第十二条 この会計の国庫債務負担行為は、港湾整備勘定及び特定港

施設工事勘定の区分に従い、更に特定港

債務負担行為で翌年度以後にわたるものについての前年

度末までの支出額及び支出額の見込み、当該年度以後の支出予

定額並びに数会計年度にわたる事業又は工事に伴なうものにつ

いてはその全体の計画及びその進行状況等に関する調書

(予算の作成及び提出)

二 第十三条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

二 国庫債務負担行為で翌年度以後にわたるものについての前年

度末までの支出額及び支出額の見込み、当該年度以後の支出予

定額並びに数会計年度にわたる事業又は工事に伴なうものにつ

いてはその全体の計画及びその進行状況等に関する調書

(予算の作成及び提出)

二 第十四条 特定港湾施設工事勘定の予算の規定

別等の区分に従つて作成するもの、工事

官 報 (号 外)

7

右
素
増税法の一部を改正する法律
昭和三十六年一月十三日
国会に提出する。

附則
1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。
2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた揮発油税については、なお從前の例による。

一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に関する法律（昭和二十九年法律第二百四十九号）第三条第一項において準

の規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第二項において準用する場合を含む。)

税額二十三万一千円をこえるとき 同年四月から七月まで
税額二十九万円をこえるとき 同年四月から八月まで
附則第四項に規定する者は、そ

免 除 の 規 定	追 徵 の 規 定
揮発油税法第十四条第一項	同法第十四条第六項又は第二十八 条第二項
揮発油税法第十五条第一項	同法第十五条第四項又は第二十八 条第二項
輸入品に対する内国消費税の徵收等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第五条第一項	同法第五条第三項
輸入品に対する内国消費税の徵收等に関する法律第七条第一項	同法第七条第三項
租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十条第一項	同法第九十条第二項
日本国とアメリカ合衆国との間に相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百十一号)第十一条第二項又は第十二条第三項(これら	日本国とアメリカ合衆国との間に相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第十一条第二項又は第十二条第三項(これら

（昭和三十二年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。
第九条中「一万九千二百円」を「二一万二千百円」に改める。

税地域から引き取られた揮発油について、この法律の施行後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合において追徴すべき揮発油税の税率は、改正後の揮発油税法第九条に規定する税率とする。

國における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の法律(昭和二十七年法律第二百二十二号)第七条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得稅法等の臨時特例に關する法律第四条において準用する場合を含む。)

国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う賃税法等の臨時特例に関する法律第八条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）

7 の貿易場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により從前の例によることとされる揮発油税に係るこの法律の施行後にして行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際揮発油の製造場及び保稅地場以外の場所で揮発油（揮発油税法第十六条に規定する燈油に該当する揮発油を除く。）を所持する揮発油の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場合で所持する場合には、その合計数量）が五キロリットル以上であるときは、当該揮発油については、その者が当該販売業者であるときはこれを揮発油の製造者とみなし、この法律の施行の日に当該揮発油を揮発油の製造場から移出したものとみなして、一キロリットルにつき二千九百円の揮発油税を課する。

5 前項の場合においては、税務署長は、その所轄区域内に所在する貯蔵場所にある揮発油に係る同項の規定による揮發油税額が、同一人につき、五万八千円以下のときは、昭和三十六年四月三十日限り、五万八千円をこえるときは、次の区分によりその税額を各月に等分して、その月の末日限り、これを徴収する。

税額五万八千円をこえるとき 昭和三十六年四月及び五月 税額十一万六千円をこえるとき 同年四月から六月まで

理由 今次の税制改正の一環として、最近における揮発油の消費の状況及び道路整備財源の確保の必要性にからみ、揮発油税の税率を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方道路税法の一部を改正する法
右
律案
国会に提出する。
昭和三十六年二月二十二日

内閣總理大臣 池田 駿人
地方道路税法の一部を改正する
法律

の軍隊の地位に関する協定の
得税法等の臨時特例に関する
おいて準用する場合を含む。)

施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律等四条二項、一項用十の場合二点。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛 援助協定第六条

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第八百十

4 前項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品税の免除を受けてこの法律の施行前に製造

千立方センチメートルをこえ四
千立方センチメートル以下のも
のの価格の百分の二十

7 附則第五項に規定する者は、そ
の所持する同項各号に掲げる自動
車の蔵置場所並びに蔵置場所と
にその規格並びに規格別の数量及
び価格を記載した申告書を、この

郵便貯金特別会計法の一部を改
する法律案

等)に改め、同条第一項中「一時借入金をする」を「一時借入金をし、又は国庫余裕金を練替使用する」に改め、同条第二項中「一時借入金の下に「及び練替金」を加え、「当該年度において」を「当該年度の歳入をもつて」に改める。

第十五条中「前条第一項及び第二項但書の規定による一時借入金及

び借入金」を「第十二条の二第一項又は前条第二項ただし書の規定による

借入金及び同条第一項の規定による
一時借入金に改める。

第十六条中「第十四条第一項の規定による一時賃入金の割合並びに同

定による一時借入金の利息並びに同
条第二項但書の規定による借入金の

償還金及び」を第十二条の「第一項
又は第十四条第二項ただし書の規定

による借入金の償還金及び利子並びに同条第一項の規定による一時借入

金の」に改める。

第四項以下を二項ずつ 緑り上げる。

1 附 則

2 資金運用統計法(昭二)

十六年法律第一百一号の一部を次
のよう改正する。

附則中第六項及び第七項を削
り、第八項之第六項二つ。

3 改正後の郵便貯金特別会計法及 第8項を第六項とする。

税額十万円をこえるときは、次の区分に
よりその税額を各月に等分して、
その月の末日限り、これを徴収す
る。

税額十万円をこえるとき、
昭和三十六年五月及び六月
税額二十万円をこえるとき、
同年五月から七月まで
税額四十万円をこえるとき、
同年五月から八月まで
税額六十万円をこえるとき、

理由
今次の税制改正の一環として、最近における乗用自動車及び映画用天然色写真フィルムの生産及び取引の状況等にからりみ、乗用自動車のうち一部のものについて税率を改めるとともに、映画用天然色写真フィルムに対する軽減税率の適用期間をさらに一年間延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第十二条の次に次の二条を加え
る。
第十二条の二　この会計において、
郵便貯金の事業に要する経費の財
源に充てるため必要があるときは、
は、この会計の負担において借入
金をすることができる。
前項の規定による借入金の限度
額については、予算をもつて国会
の議決を経なければならない。

金の」に改める。
附則中第二項及び第三項を削り、
第四項以下を二項ずつ繰り上げ
る。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 資金運用部特別会計法（昭和二
十六年法律第一百一号）の一部を次
のように改正する。

附則中第六項及び第七項を削
り、第八項を第六項とする。

税額十万円をこえるときは、次の区分に
よりその税額を各月に等分して、
その月の末日限り、これを徴収す
る。

税額十万円をこえるとき、
昭和三十六年五月及び六月
税額二十万円をこえるとき、
同年五月から七月まで
税額四十万円をこえるとき、
同年五月から八月まで
税額六十万円をこえるとき、

理由
今次の税制改正の一環として、最近における乗用自動車及び映画用天然色写真フィルムの生産及び取引の状況等にからりみ、乗用自動車のうち一部のものについて税率を改めるとともに、映画用天然色写真フィルムに対する軽減税率の適用期間をさらに一年間延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第十二条の次に次の二条を加え
る。
第十二条の二　この会計において、
郵便貯金の事業に要する経費の財
源に充てるため必要があるときは、
は、この会計の負担において借入
金をすることができる。
前項の規定による借入金の限度
額については、予算をもつて国会
の議決を経なければならない。

金の」に改める。
附則中第二項及び第三項を削り、
第四項以下を二項ずつ繰り上げ
る。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 資金運用部特別会計法（昭和二
十六年法律第一百一号）の一部を次
のように改正する。

附則中第六項及び第七項を削
り、第八項を第六項とする。

び資金運用部特別会計法の規定は、昭和三十六年度の予算から適用し、昭和三十五年度以前の年度の予算については、なお従前の例による。

理由

郵便貯金特別会計に対する一般会計又は資金運用部特別会計からの繰入れに関する暫定的措置を廃止するとともに、既にこれらの会計から郵便貯金特別会計に繰り入れた金額の返済義務を免除し、あわせて同会計にに関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(瀬川一郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長足立篤郎君。

【報告書は会議録追録に掲載】

〔足立篤郎君登壇〕

○足立篤郎君 ただいま議題となりました五法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず、港湾整備特別会計法案について申し上げます。御承知の通り、政府におきましては、港湾整備事業の促進をはかるため、昭和三十六年度を初年度とする港湾整備五カ年計画を策定し、これが実

施を強力に推進することとし、別途今国会に港湾整備緊急措置法案を提出いたしておりますが、これに伴いまして、右の港湾整備事業に関する収入支出並びにその事業の成果を明らかにするため、新たに港湾整備特別会計を設置しようというのが、この法律案の趣旨であります。

以下、その内容について簡単に御説明申し上げます。この会計におきましては、国が施行する港湾整備事業に関する經理を行なうことを主たる目的としており、あわせて、これに関連のある受託工事の施行、並びに港湾管理者の行なう港湾整備事業に対する国の負担金または補助金の交付等に関する經理を行なうことといたしております。

次に、この会計は運輸大臣が管理することとし、港湾整備勘定及び特定港湾施設工事勘定という二つの勘定に区分經理することといたしておりますのであります。

なお、この法律案におきましては、この会計の予算及び決算に関する必要な事項を定めますとともに、従来の特定港湾施設工事特別会計法はこれを廢止することといたしております。

本案につきましては、審議の結果、以上二法律案について審議の結果、いまいたところ、全会一致をもつて原案の通り可決となりました。

次に、揮発油税法の一部を改正する

法律案について申し上げます。

本案は、道路整備計画に対する所要

可決いたしました。

本件は、自動車の範囲の拡張であります。す

べて、物品税法等の一部を改正する

法律案について申し上げます。

本案による改正の第一点は、小型乗用自動車の範囲の拡張であります。す

べて、

その修正案の内容について申し上

げますと、昨年末の外貨割当によつ

るものであります。

すなわち、揮発油税の税率を、一キロリットルにつき、現行の一萬九千二百円から二千九百円引き上げて二万二千百円とするとしてあります。な

お、税率引上げに伴いまして、昭和三十六年四月一日現在に製造場及び保税

地以外の場所で、合計五キロリットル以上の揮発油を所持する製造者また

は販売業者に対し、手持品課税を行な

こととしてあります。この改正によ

り、初年度約百五十四億円の増収を見込んでおります。

次に、地方道路税法の一部を改正す

る法律案について申し上げます。

本案は、揮発油税の税率引き上げと

同様、道路整備のための財源確保の必要性に顧み、税率を一キロリットルにつき現行の三千五百円から五百円引き上げて四千円とするとともに、地方道路税及び揮発油税の配分率等を改正しようとするものであります。

この改正により、初年度約二十六億円の増収を見込んでおります。

以上二法律案について審議の結果、

本日質疑を終了し、直ちに討論に入り

ましたところ、日本社会党を代表して

武藤委員より、反対の旨の意見が述べられました。

次いで、揮発油税法の一部を改正する

法律案について申し上げます。

すなわち、

本件は、審議の結果、各派共同提案

による修正案が提出されました。

その修正案の内容について申し上

げますと、昨年末の外貨割当によつ

るものであります。

すなわち、揮発油税の税率を、一キ

ロリットルにつき、現行の一萬九千二

百円から二千九百円引き上げて二万二

千百円とするとしてあります。な

お、税率引上げに伴いまして、昭和三

十六年四月一日現在に製造場及び保税

地域以外の場所で、合計五キロリットル以上の揮発油を所持する製造者また

は販売業者に対し、手持品課税を行な

こととしてあります。この改正によ

り、初年度約百五十四億円の増収を見込んでおります。

次に、地方道路税法の一部を改正す

る法律案について申し上げます。

本案は、揮発油税の税率引き上げと

同様、道路整備のための財源確保の必要性に顧み、税率を一キロリットルにつき現行の三千五百円から五百円引き上げて四千円とするとともに、地方道路税及び揮発油税の配分率等を改正しようとするものであります。

この改正により、初年度約二十六億円の増収を見込んでおります。

以上二法律案について審議の結果、

本日質疑を終了し、直ちに討論に入り

ましたところ、日本社会党を代表して

武藤委員より、反対の旨の意見が述べられました。

次いで、揮発油税法の一部を改正する

法律案について申し上げます。

すなわち、

本件は、審議の結果、各派共同提案

による修正案が提出されました。

その修正案の内容について申し上

げますと、昨年末の外貨割当によつ

るものであります。

すなわち、揮発油税の税率を、一キ

ロリットルにつき、現行の一萬九千二

百円から二千九百円引き上げて二万二

千百円とするとしてあります。な

お、税率引上げに伴いまして、昭和三

十六年四月一日現在に製造場及び保税

地域以外の場所で、合計五キロリットル以上の揮発油を所持する製造者また

は販売業者に対し、手持品課税を行な

こととしてあります。この改正によ

り、初年度約百五十四億円の増収を見込んでおります。

次に、地方道路税法の一部を改正す

る法律案について申し上げます。

本案は、揮発油税の税率引き上げと

同様、道路整備のための財源確保の必要性に顧み、税率を一キロリットルにつき現行の三千五百円から五百円引き上げて四千円とするとともに、地方道路税及び揮発油税の配分率等を改正しようとするものであります。

この改正により、初年度約二十六億円の増収を見込んでおります。

以上二法律案について審議の結果、

本日質疑を終了し、直ちに討論に入り

ましたところ、日本社会党を代表して

武藤委員より、反対の旨の意見が述べられました。

次いで、揮発油税法の一部を改正する

法律案について申し上げます。

すなわち、

本件は、審議の結果、各派共同提案

による修正案が提出されました。

その修正案の内容について申し上

げますと、昨年末の外貨割当によつ

るものであります。

すなわち、揮発油税の税率を、一キ

ロリットルにつき、現行の一萬九千二

百円から二千九百円引き上げて二万二

千百円とするとしてあります。な

お、税率引上げに伴いまして、昭和三

十六年四月一日現在に製造場及び保税

地域以外の場所で、合計五キロリットル以上の揮発油を所持する製造者また

は販売業者に対し、手持品課税を行な

こととしてあります。この改正によ

り、初年度約百五十四億円の増収を見込んでおります。

次に、地方道路税法の一部を改正す

る法律案について申し上げます。

本案は、揮発油税の税率引き上げと

同様、道路整備のための財源確保の必要性に顧み、税率を一キロリットルにつき現行の三千五百円から五百円引き上げて四千円とするとともに、地方道路税及び揮発油税の配分率等を改正しようとするものであります。

この改正により、初年度約二十六億円の増収を見込んでおります。

以上二法律案について審議の結果、

本日質疑を終了し、直ちに討論に入り

ましたところ、日本社会党を代表して

武藤委員より、反対の旨の意見が述べられました。

次いで、揮発油税法の一部を改正する

法律案について申し上げます。

すなわち、

本件は、審議の結果、各派共同提案

による修正案が提出されました。

その修正案の内容について申し上

げますと、昨年末の外貨割当によつ

るものであります。

すなわち、揮発油税の税率を、一キ

ロリットルにつき、現行の一萬九千二

百円から二千九百円引き上げて二万二

千百円とするとしてあります。な

お、税率引上げに伴いまして、昭和三

十六年四月一日現在に製造場及び保税

地域以外の場所で、合計五キロリットル以上の揮発油を所持する製造者また

は販売業者に対し、手持品課税を行な

こととしてあります。この改正によ

り、初年度約百五十四億円の増収を見込んでおります。

次に、地方道路税法の一部を改正す

る法律案について申し上げます。

本案は、揮発油税の税率引き上げと

同様、道路整備のための財源確保の必要性に顧み、税率を一キロリットルにつき現行の三千五百円から五百円引き上げて四千円とするとともに、地方道路税及び揮発油税の配分率等を改正しようとするものであります。

この改正により、初年度約二十六億円の増収を見込んでおります。

以上二法律案について審議の結果、

本日質疑を終了し、直ちに討論に入り

ましたところ、日本社会党を代表して

武藤委員より、反対の旨の意見が述べられました。

次いで、揮発油税法の一部を改正する

法律案について申し上げます。

すなわち、

本件は、審議の結果、各派共同提案

による修正案が提出されました。

その修正案の内容について申し上

げますと、昨年末の外貨割当によつ

るものであります。

すなわち、揮発油税の税率を、一キ

ロリットルにつき、現行の一萬九千二

百円から二千九百円引き上げて二万二

千百円とするとしてあります。な

お、税率引上げに伴いまして、昭和三十六年度以前の年度の予算については、なお従前の例による。

便貯金特別会計から郵便貯金特別会計への繰入支

出並びにその事業の成果を明らかにす

るため、新たに港湾整備特別会計を設

置しようとしますが、これに伴いまし

て、右の港湾整備事業に関する収入支

出並びにその事業の成果を明らかにす

るため、新たに港湾整備特別会計を設

置しようとしますが、これに伴いまし

て、右の港湾整備事業に関する収入支

出並びにその事業の成果を明らかにす

るため、新たに港湾整備特別会計を設

置ようとしますが、これに伴いまし

て、右の港湾整備事業に関する収入支

出並びにその事業の成果を明らかにす

るため、新たに港湾整備特別会計を設

直接税減税の一環として、物品税の減税を断行することとし、右改正に際しては、課税物件及び課税標準等に関し租税法定主義を貫徹し、法体系を整備すべきである。

といらうのであります。

なお、これに対しても、政府側より、十分その趣旨を尊重して検討する旨の意見の開陳がなされました。

最後に、郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知の通り、郵便貯金特別会計法は、郵便貯金事業の健全な経営をはかるとともに、その経理を明確にするため、昭和二十六年度に設置されたものであります。この会計は、発足以来、巨額の赤字を生ずることとなりましたので、臨時措置として、当分の間、この会計の収入が不足するときは、その不足を補てんするため、一般会計から繰入金をすることができるところとし、また、二十九年度からは、別途、資金運用部からも同様の繰入金をすることができるなどとされたのであります。従いまして、従来から、この会計の赤字処理の問題は重要課題とされてきたところであります。今回、別途今国会に提出いたしました資金運用部資金法の一部を改正する法律案によりまして、郵便貯金の長期預託金については特別の利子が付されることとなり、これらの措置等によりまして、郵

過去の赤字繰入金約四百九十三億円につきましては、今後の郵便貯金事業の経営の健全性の維持に資するため、これが一般会計への返済義務を免除することとしようというのが、本改正案の内容であります。

本案につきましては、審議の結果、本二十三日質疑を終了し、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決となりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参考〕

物品税法等の一部を改正する法律案に対する修正案

物品税法等の一部を改正する法律案の一部を次のよう修正する。

附則第一項に次のただし書きを加え

〔参考〕

物品税法(以下「新法」という。)第一条第一項の規定中次の各号に掲げる物品に係る部分は、同年六月一日から適用する。

一 第一種第一号に掲げる物品のうち、改正前の物品税法(以下「旧法」という。)第一条第一項第一種第九号に掲げる物品に該当するもの

二 第二種第九号に掲げる物品のうち、旧法第一条第一項第二種

第三十七号に掲げる物品に該当するもの

附則第二項中「物品税」の下に「及び前項各号に掲げる物品で昭和三十六年四月一日から同年五月三十日までの間に製造場から移出され、又

び前項各号に掲げる物品で昭和三十六年四月一日から同年五月三十日までの間に製造場から移出され、又

本二十三日質疑を終了し、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決となりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○廣瀬秀吉君

私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました五法案のうち、揮発油税法の一

部を改正する法律案並びに地方道路税法の一部を改正する法律案に対しまして、反対討論を行ないたいと存じます。(拍手)

附則第四項中「改正前の物品税法」を「旧法」に改める。

附則第五項中「この法律の施行の際」を「昭和三十六年六月一日以前」に、「改正前の物品税法」を「旧法」に「この法律の施行後」を「同日以後」に改めることとする。

附則第六項中「この法律の施行の日」を「同日」に、「この法律の施行の日」を「同日」に、「改正後の物品税法」を「新法」に改める。

附則第七項中「この法律の施行後

〔参考〕

六月三十日」に、「五月及び六月」を「六月及び七月」に、「五月から七月」を「六月から八月」に、「五月から八月」を「六月から九月」に、「五月から九月」を「六月から十月」に改める。

附則第八項中「改正後の物品税法」

〔参考〕

六月三十日」に、「五月及び六月」を「六月及び七月」に、「五月から七月」を「六月から八月」に、「五月から八月」を「六月から九月」に、「五月から九月」を「六月から十月」に改める。

附則第八項中「改正後の物品税法」

〔参考〕

六月三十日」に、「五月及び六月」を「六月及び七月」に、「五月から七月」を「六月から八月」に、「五月から八月」を「六月から九月」に、「五月から九月」を「六月から十月」に改める。

附則第八項中「改正後の物品税法」

〔参考〕

六月三十日」に、「五月及び六月」を「六月及び七月」に、「五月から七月」を「六月から八月」に、「五月から八月」を「六月から九月」に、「五月から九月」を「六月から十月」に改める。

附則第八項中「改正後の物品税法」

○議長(清瀬一郎君)

ただいま議題となつております五案のうちで、揮発油

税法の一部を改正する法律案及び地方道路税法の一部を改正する法律案の両

税法の一部を行なうといたします。しかしながら、かつて増税を行なうといたることを聞いたことはないのです。池田總理は、本國会における施政方針演説の中で、政治の姿勢を正すと述べられましたが、その根本は、うそをつかない政治を行なうことでなければなりません。しかし、その舌の根のかわかないうちに、うそをつかないはずの總理がうそをついたことになるのであって、まことに遺憾のきわみと申さなければなりません。(拍手)かくして、

一千億以上の減税公約は、いつの間にか実質わずかに六百二十一億円の減税と、しおづみをいたして参り、一方

において、三十五年度の税の自然増収は四千一百億をこえ、国民は、減税を喜ぶどころか、自然増収という名の徵稅攻勢におそれおののいているのであります。そればかりではありません。

本日も論議になつております国鉄運賃の値上げによって、四百八十六億の増税にひどい問題が出て参りますし、その他、各種の値上げが多いのであります。今回の揮発油税の百八十億増税は、まさに、国民の減税期待を踏みにじつた、不当、不公正の措置といわねばならないであります。

第二に、今次増税の前提をなす新道路整備五カ年計画ないし十カ年計画

は、わが国産業經濟の構造、産業の地域分布、人口分布などの総合的視野の

もとに、さらには、計画に見合う建設業界の能力、動員可能の労働力、必要な資材の供給力、土地取得の可能性等を勘案した絶密周到な科学的、合理的なものではなくて、圧力団体の予算ぶんどり的要素が目立つのであって、はたして実行可能な計画であるかどうか、まことに疑わしいのであります。かかる不安定、無定見な道路整備計画をもとにいたしまして、きわめて大幅なガソリン税の増税による財源を投入しようと/orするのであります。この面からも、国民大衆と納税者の納得を得られるものではありません。

ちなみに、昭和三十三年度を初年度とする一兆円規模の五カ年計画は、そ

の進捗状況において、今までの二カ

年でようやく五〇%程度にすぎないの

であります。一兆円の規模ですら予定

を完遂できなかつたのに、二倍以上の

工事は進まず、国民の血税だけが乱費

される結果に陥ることを心からおそれ

るのであります。(拍手)

第三に、今回の揮発油税は、租税の原則をあまりにも無視したものである

点を指摘しなければなりません。すな

わち、租税は、租税力に見合うもので

あること、公平であること、この原則

が要求されるのであります。今回の

増税は、このいざれをも踏みにじつて

おるのであります。

ガソリン税増徴の近年の推移を見ま

すと、この十年間にちょうど二倍にな

り、今次引き上げが行なわれるとする

ならば二・四倍になるのであります

て、池田内閣は、まさに、所得倍増ど

ころか、もはや運賃値上げ、郵便料金

値上げ、電気料金値上げ等、物価倍増内閣となり下がろうといたしております。

が、今回ガソリン税値上げを通じて、

府は、国民所得に対するガソリン税負

担率は、今回の一五%引き上げを見込

んで諸外国とおおむね同様であり、

決して高くない、と強弁をいたしてお

ります。しかしながら、これは国民所

得の水準を無視した数字の魔術であり

ります。今日、ガソリン税の販売価格中

に占める割合は、現行でも五一%で

あります。消費税中、たばこに対する税

金に次いで二番目の高税率であること

を、この際申し上げなければなりません。

また、国民一人当たり所得に対する

キロリットル当たりのガソリン税額

は、日本では、国民所得一人当たり九

万円に対して二万二千七百円、米国で

三千三百円、フランスでは、三十一万

円に対しても五万二千六百五十円、西

イツでは、約二十六万円に対しても二万

五百円、イタリアでは、十四万六千円

の所得に対して六万三千七百五十円で

あります。これを日本の国民一人当

たりの所得に調整をいたしまして比較

をいたしますと、日本の現行ガソリン

税二万二千七百円に対し、米国はわず

かに千七百四十円、英國は三千四百五

円、フランスは一万五千六百七十

円、西ドイツ七千二百三十円、イタリ

ア三万九千六百円でございまして、イ

タリアを除く諸国のいずれに比較いた

しましても、きわめて高額であるので

あります。言いかえれば、歐米諸国

場合は、その高いガソリン価格に示さ

れるように、ガソリンの購買力において

ても、課税の負担力においても、日本

にまさつているのであります。しかし、こ

との単純比較を出しましてこの増税を

理由づけようとするのは、まさにナン

センスであります。

さらに、より「そう問題なのは、日

本では、ガソリン税を負担するもの

が、今日の情勢、特に重油高のガソリ

ン安という石油価格体系を調整する必

要があるといわれる石油業界が、その

増税を吸収することは困難であつて、

従つて、その大部分は自動車所有者が

負担することとなるであります。

そうすれば、租税力のある自家用

乗用車を持つ者は全自動車数のわずか

に一%、そのガソリン消費量も一四

%にすぎない、そういうのが現状

では、運送業者を初め、砂利屋さんで

あるとか、魚屋さん、八百屋さん、薪

炭屋さんなどの中小企業者、あるいは

農林漁業者などの所有する三輪車であ

るけれども、農民がたんぱの中あるいは

は煙の中で使用するトラクターや動力

耕耘機その他の動力農機具、こういう

ものに使用するガソリンにまで一律平

均とおり下がろうといたしております。

が、今回ガソリン税値上げを通じて、

府は、国民所得に対するガソリン税負

担率は、今回の一五%引き上げを見込

んで諸外国とおおむね同様であり、

決して高くない、と強弁をいたしてお

ります。しかしながら、これは国民所

得の水準を無視した数字の魔術であり、

ます。今日、ガソリン税の販売価格中

に占める割合は、現行でも五一%で

あります。消費税中、たばこに対する税

金に次いで二番目の高税率であること

を、この際申し上げなければなりません。

また、国民一人当たり所得に対する

キロリットル当たりのガソリン税額

は、日本では、国民所得一人当たり九

万円に対して二万二千七百円、米国で

三千三百円、フランスでは、三十一万

円に対しても五万二千六百五十円、西

イツでは、約二十六万円に対しても二万

五百円、イタリアでは、十四万六千円

の所得に対して六万三千七百五十円で

あります。これを日本の国民一人当

たりの所得に調整をいたしまして比較

をいたしますと、日本の現行ガソリン

税二万二千七百円に対し、米国はわず

かに千七百四十円、英國は三千四百五

円、フランスは一万五千六百七十

円、西ドイツ七千二百三十円、イタリ

ア三万九千六百円でございまして、イ

タリアを除く諸国のいずれに比較いた

しましても、きわめて高額であるので

あります。言いかえれば、歐米諸国

場合は、その高いガソリン価格に示さ

れるように、ガソリンの購買力において

ても、課税の負担力においても、日本

にまさつているのであります。しかし、こ

との単純比較を出しましてこの増税を

理由づけようとするのは、まさにナン

センスであります。

さらに、より「そう問題なのは、日

本では、ガソリン税を負担するもの

が、今日の情勢、特に重油高のガソリ

ン安という石油価格体系を調整する必

要があるといわれる石油業界が、その

増税を吸収することは困難であつて、

従つて、その大部分は自動車所有者が

負担することとなるであります。

そうすれば、租税力のある自家用

乗用車を持つ者は全自動車数のわずか

に一%、そのガソリン消費量も一四

%にすぎない、そういうのが現状

では、運送業者を初め、砂利屋さんで

あるとか、魚屋さん、八百屋さん、薪

炭屋さんなどの中小企業者、あるいは

農林漁業者などの所有する三輪車であ

るけれども、農民がたんばの中あるいは

は煙の中で使用するトラクターや動力

耕耘機その他の動力農機具、こういう

ものに使用するガソリンにまで一律平

均とおり下がろうといたしております。

が、今回ガソリン税値上げを通じて、

府は、国民所得に対するガソリン税負

担率は、今回の一五%引き上げを見込

んで諸外国とおおむね同様であり、

決して高くない、と強弁をいたしてお

ります。しかしながら、これは国民所

得の水準を無視した数字の魔術であり、

ます。今日、ガソリン税の販売価格中

に占める割合は、現行でも五一%で

あります。消費税中、たばこに対する税

金に次いで二番目の高税率であること

を、この際申し上げなければなりません。

また、国民一人当たり所得に対する

キロリットル当たりのガソリン税額

は、日本では、国民所得一人当たり九

万円に対して二万二千七百円、米国で

三千三百円、フランスでは、三十一万

円に対しても五万二千六百五十円、西

イツでは、約二十六万円に対しても二万

五百円、イタリアでは、十四万六千円

の所得に対して六万三千七百五十円で

あります。これを日本の国民一人当

たりの所得に調整をいたしまして比較

をいたしますと、日本の現行ガソリン

税二万二千七百円に対し、米国はわず

かに千七百四十円、英國は三千四百五

円、フランスは一万五千六百七十

円、西ドイツ七千二百三十円、イタリ

ア三万九千六百円でございまして、イ

タリアを除く諸国のいずれに比較いた

しましても、きわめて高額であるので

あります。言いかえれば、歐米諸国

場合は、その高いガソリン価格に示さ

れるように、ガソリンの購買力において

ても、課税の負担力においても、日本

にまさつているのであります。しかし、こ

との単純比較を出しましてこの増税を

理由づけようとするのは、まさにナン

センスであります。

さらに、問題なのは、日本では、ガソリン

税を負担するもの

が、今日の情勢、特に重油高のガソリ

ン安という石油価格体系を調整する必

要があるといわれる石油業界が、その

増税を吸収することは困難であつて、

従つて、その大部分は自動車所有者が

負担することとなるであります。

そうすれば、租税力のある自家用

乗用車を持つ者は全自動車数のわずか

に一%、そのガソリン消費量も一四

%にすぎない、そういうのが現状

では、運送業者を初め、砂利屋さんで

あるとか、魚屋さん、八百屋さん、薪

炭屋さんなどの中小企業者、あるいは

農林漁業者などの所有する三輪車であ

るけれども、農民がたんばの中あるいは

は煙の中で使用するトラクターや動力

耕耘機その他の動力農機具、こういう

ものに使用するガソリンにまで一律平

均とおり下がろうといたしております。

が、今回ガソリン税値上げを通じて、

府は、国民所得に対するガソリン税負

担率は、今回の一五%引き上げを見込

んで諸外国とおおむね同様であり、

決して高くない、と強弁をいたしてお

ります。しかしながら、これは国民所

得の水準を無視した数字の魔術であり、

ます。今日、ガソリン税の販売価格中

に占める割合は、現行でも五一%で

あります。消費税中、たばこに対する税

金に次いで二番目の高税率であること

を、この際申し上げなければなりません。

また、国民一人当たり所得に対する

キロリットル当たりのガソリン税額

は、日本では、国民所得一人当たり九

万円に対して二万二千七百円、米国で

三千三百円、フランスでは、三十一万

円に対しても五万二千六百五十円、西

イツでは、約二十六万円に対しても二万

五百円、イタリアでは、十四万六千円

の所得に対して六万三千七百五十円で

あります。これを日本の国民一人当

たりの所得に調整をいたしまして比較

をいたしますと、日本の現行ガソリン

税二万二千七百円に対し、米国はわず

かに千七百四十円、英國は三千四百五

円、フランスは一万五千六百七十

円、西ドイツ七千二百三十円、イタリ

ア三万九千六百円でございまして、イ

おいて限度に達したと断定し、その不當、不公平を戒めたのであります。しかし、国民と関係業者のござつての認め得ないばかりではなく、税の負担原則を踏みにじる非民主的暴挙といわなければならぬのであります。

第四に、今次増税が、相次ぐ公共料金引き上げ、物価値上げムードの中で強行された点を指摘し、このことがバランス、トラック、ハイヤー、タクシー等の運賃引き上げを誘発いたしまして、金引けの値上がりによるものであることを、真剣に警告せざるを得ない 것입니다。(拍手)政府は、増税分は物価の値上がりの引き金となるであろうあります。(拍手)政府は、増税分は経済成長に見合う企業の伸びによって吸収され、運賃値上げに影響なし、と言っているけれども、今まで、ガソリン税の大額引き上げにもかかわらず、運賃を上げずに、企業努力と運輸労働者の労働強化、低賃金、福利厚生の切り下げなどにしわ寄せしながら切り抜けて参った関係業界は、今度こそ運賃値上げの絶好のチャンスだとし、今や、強力ながまえをもつて、運賃値上げの運動を猛然と開始しようとしているのであります。すでに、バス業者の団体である日乗協の伊能会長は、ガソリン税値上げと引きかえに運賃値上げを政府自民党が暗黙のうちに認めているのだということを理事会に報告をいたしましたして、今や、あげて、

二〇%の値上げを行なうことは断じて認め得ないばかりではなく、税の負担原則を踏みにじる非民主的暴挙といわなければならぬのであります。

第四に、今次増税が、相次ぐ公共料金引き上げ、物価値上げムードの中で強行された点を指摘し、このことがバランス、トラック、ハイヤー、タクシー等の運賃引き上げを誘発いたしまして、金引けの値上がりによるものであることを、真剣に警告せざるを得ない 것입니다。(拍手)政府は、増税分は物価の値上がりの引き金となるであろうあります。(拍手)政府は、増税分は経済成長に見合う企業の伸びによって吸収され、運賃値上げに影響なし、と言っているけれども、今まで、ガソ

リン税の大額引き上げにもかかわらず、運賃を上げずに、企業努力と運輸労働者の労働強化、低賃金、福利厚生の切り下げなどにしわ寄せながら切り抜けて参った関係業界は、今度こそ運賃値上げの絶好のチャンスだとし、今や、強力ながまえをもつて、運賃値上げを政府自民党が暗黙のうちに認めているのだということを理事会に報告をいたしましたして、今や、あげて、

七%ないし八%の運賃値上げ要求を一斉に出そろとしておる情勢にあります。このことは政府自民党の底意を物語るものでありますし、また、昨日の大蔵委員会における運輸大臣の答弁は、さらにこのことを明らかにいたしておりますのであります。値上げムードが静まつた時期を見て値上げをいたしますということが、はつきり語られております。国鉄の運賃値上げが静まつた時期を見て値上げをいたしますということが、はつきり語られております。国鉄の運賃値上げに引き続いて、その他運輸機関の運賃値上げは案外に早く認めざるを得ないことがあります。かりに、当面は値上げのストップを強制的に行ないことになるであろうということをおもても、運輸労働者の過酷な労働条件の改善は喫緊の必要事であります。

第五に、新道路整備が、五カ年計画で二兆一千億という超大型のマンモス化した今日、財源の九割以上を揮発油税、軽油引取税に依存することは、さしきに申し上げましたごとく、中小企業がその六割以上を負担することから見ても、担税力はすでに限界に達し、納得することはできないであります。

よって、これより採決に入ります。ただいま議題となつておりまする案のうち、まず、日程第四、すなわち、港湾整備特別会計法案と、物品税法等の一部を改正する法律案の二案を一括して採決いたします。

日程第四の委員長の報告は可決でござります。物品税法等の一部を改正する法律案の委員長の報告は修正でござ

ます。このことは政府自民党の底意を物語るものでありますし、また、昨日の大蔵委員会における運輸大臣の答弁は、さらにこのことを明らかにいたしておりますのであります。値上げムードが静まつた時期を見て値上げをいたしますということが、はつきり語られております。国鉄の運賃値上げに引き続いて、その他運輸機関の運賃値上げは案外に早く認めざるを得ないことがあります。かりに、当面は値上げのストップを強制的に行ないことになるであろうということをおもても、運輸労働者の過酷な労働条件の改善は喫緊の必要事であります。

第五に、新道路整備が、五カ年計画で二兆一千億という超大型のマンモス化した今日、財源の九割以上を揮発油税、軽油引取税に依存することは、さしきに申し上げましたごとく、中小企業がその六割以上を負担することから見ても、担税力はすでに限界に達し、納得することはできないであります。

よって、これより採決に入ります。ただいま議題となつておりまする案のうち、まず、日程第四、すなわち、港湾整備特別会計法案と、物品税法等の一部を改正する法律案の二案を一括して採決いたします。

日程第四の委員長の報告は可決でござります。物品税法等の一部を改正する法律案の委員長の報告は修正でござります。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は終局いたしました。

以上、私は、ガソリン税増税に対する幾つかの欠陥を指摘し、反対理由を申し述べて参りました。これを要するに、今回のガソリン税増税は、関係企業、なかんずく、中小企業者の担税力の限界を越える不当なものであること、国民経済、全産業のすべてに利益をもたらす道路整備の主財源としてのガソリン税は、現在の自動車所有者、受益者なのであって、特に、大企業、

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、両案とも委員長報告の通り決しました。

次に、揮発油税法の一部を改正する法律案と地方道路税法の一部を改正する法律案の二案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、両案とも委員長報告の通り可決いたしました。

終わりに、郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案につき採決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第五 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認

を求めるの件

しします。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件

右
国会に提出する。

昭和三十六年三月九日

内閣総理大臣 池田 勇人

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、別冊日本放送協会昭和三十一年度收支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

日本放送協会昭和三十一年度收支予算、事業計画及び資金計画

昭和三十一年度收支予算

予算総則

第一条 昭和三十一年度收支予算の

収入および支出を別表収支予算書

のとおり定める。

第二条 本予算中事業収入において

予定する受信料の月額は、ラジオ

においては八五円、テレビジョン

においては三〇〇円とする。

第三条 本予算是、この予算の各項

に定めた目的以外にこれを使用す

ることができない。

第四条 本予算の各項に定めた経費

の金額は、予算の執行上やむを得

ない場合に限り、経営委員会の議

決を経て、各項目において、彼此

流用することができる。ただし、

給与については、他の項と彼此流

用することができない。

第五条 本予算中資本支出におい

て、年度内に支出を終わらないと

きは、同一計画事項の支出に充て

るため、予算の残額を翌年度に繰

り越すことができる。

2 前年度予算総則第五条による繰

越額は、本年度において、同一計

画事項に限り使用することができる。

第六条 予備金は、予見しがたい予

算の不足に充てる以外にこれを使

用することができない。

2 予備金を使用する場合は、経営

委員会の議決を経なければならな

い。

第七条 事業量の増加等により、収

入が予算額に比し増加するとき

は、増加額は、経営委員会の議決

を経て、その一部または全部を事

業のため直接必要とする経費の支

出、借入金の返還、または設備の

改善に充てることができる。

2 前項に定めるもののほか、職員

の能率向上による企業経営の改善

によって、収入が予算額に比し増

加し、または経費を予定より節減

したときは、その増加額または節

減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別

の給与の支給に充てることができ

る。

第八条 前年度の決算において収支

剰余金があつた場合は、これを本

年度の前期繰越支払金に計上

し、経営委員会の議決を経て、借

入金の返還または設備の改善に充

てることができる。

第九条 前年度の決算において収支

欠損金を生じた場合は、本予算中

事業支出を差し繰り補てんしなけ

ればならない。

第十条 本予算中、資本収入におい

て予定する放送債券は長期借入金

に、また、長期借入金は放送債券

にかかることができる。

送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送ならびに選挙放送に関係ある経費の支出に充てることができる。

第六条 予備金は、予見しがたい予

算の不足に充てる以外にこれを使

用することができない。

額は、それぞれ国際放送ならびに選挙放送に関係ある経費の支出に充てることができる。

第七条 事業量の増加等により、収

入が予算額に比し増加するとき

は、増加額は、経営委員会の議決

を経て、その一部または全部を事

業のため直接必要とする経費の支

出、借入金の返還、または設備の

改善に充てることができる。

2 前項に定めるもののほか、職員

の能率向上による企業経営の改善

によって、収入が予算額に比し増

加し、または経費を予定より節減

したときは、その増加額または節

減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別

の給与の支給に充てができる。

第八条 前年度の決算において収支

剰余金があつた場合は、これを本

年度の前期繰越支払金に計上

し、経営委員会の議決を経て、借

入金の返還または設備の改善に充

てができる。

第九条 前年度の決算において収支

欠損金を生じた場合は、本予算中

事業支出を差し繰り補てんしなけ

ればならない。

第十条 本予算中、資本収入におい

て予定する放送債券は長期借入金

に、また、長期借入金は放送債券

にかかることができる。

第十二条 業務に関する調査研究

等に対し、交付金、補助金等の取

入があるときは、その金額は、調

査研究に関する経費の支出に充てができる。

第十三条 本予算は、昭和三十一年度

の予算額(単位千円)

昭和三十一年度取支予算書

予算額(単位千円)

前期繰越支払金

四五、六八五、〇六〇

八、五六五、八〇〇

一、三六〇、〇〇〇

一九、〇〇〇

三、〇八〇、〇〇〇

一〇六、八〇〇

一、三九、二六〇

三六、七九一、四二〇

三、一〇三、四二〇

二二四、四一〇

四五、六八五、〇六〇

一、三〇一、八二〇

一、〇〇九、九六〇

九、三八九、〇〇〇

一、七〇〇、七八〇

一、三〇一、八二〇

一、九〇六、八六六

三九六、九三一

三、〇七〇、〇一八

八、七二七、三一九

一、九〇六、八六六

八五四、四七七

三、八〇八、〇〇〇

一、七九一、〇九八

三五〇、〇〇〇

予備金

後期繰越支払金

予算額(単位千円)

送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送ならびに選挙放送に関係ある経費の支出に充てができる。

第六条 予備金は、予見しがたい予

算の不足に充てる以外にこれを使

用することができない。

額は、それぞれ国際放送ならびに選挙放送に関係ある経費の支出に充てができる。

第七条 事業量の増加等により、収

入が予算額に比し増加するとき

は、増加額は、経営委員会の議決

を経て、その一部または全部を事

業のため直接必要とする経費の支

出、借入金の返還、または設備の

改善に充てることができる。

2 前項に定めるもののほか、職員

の能率向上による企業経営の改善

によって、収入が予算額に比し増

加し、または経費を予定より節減

したときは、その増加額または節

減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別

の給与の支給に充てができる。

第八条 前年度の決算において収支

剰余金があつた場合は、これを本

年度の前期繰越支払金に計上

し、経営委員会の議決を経て、借

入金の返還または設備の改善に充

てができる。

第九条 前年度の決算において収支

欠損金を生じた場合は、本予算中

事業支出を差し繰り補てんしなけ

ればならない。

第十条 本予算中、資本収入におい

て予定する放送債券は長期借入金

に、また、長期借入金は放送債券

にかかることができる。

第十二条 業務に関する調査研究

等に対し、交付金、補助金等の取

入があるときは、その金額は、調

査研究に関する経費の支出に充て

ができる。

以上、入金額合計は、四二一億六八六万三千円である。

二 本年度の出金額は

事業經費二八七億六、三一八萬
一千円、放送設備建設改修費九三

億八、九〇〇万円、放送債券返済
金一億六八〇万円、長期借入金返
済金九億三一六万円、放送債券返

法定積立金三億一八二万円、予備金三億五、〇〇〇万円、その他放送債券利息、差入保証金等三億一、一〇一万一千円をあたへ、合計四二億二、四九七万五千円である。

(単位千円)

建設計画については、受信困難な地域の救済、教育テレビジョン放送の普及及び放送番組の充実を図るため、小電力局の新設、既設局の増力、教育テレビジョン放送網の拡充及び演奏設備等施設の改善を行なうこととしているが、受信難の解消及び教育テレビジョン放送の利用に対する公衆の強い要望並びに放送番組に関する受信者の多角的欲求に応ずるものとして適切な措置であり、また、日本放送協会(以下「協会」という。)の財政的能力に照らしても妥当な規模のものと認められる。なお、テレビジョン放送の空白地域を補完するための計画については、特に施策の積極的な推進を期待する。

三、受信契約者数の見込み、受信料

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。通信委員長山手滿男君。

(3) 教育テレビジョン放送については、協会固有の公共的貢献性を図るほか番組の充実に格段の努力を傾け、テレビジョン放送、テレビジョン放送の別なく十分なサービスを供給することも公正適切な放送の実施についても手段の配意を要するものと考える。

的基礎の確立に資することが望ましい。

(1) 受信料免除範囲の拡大については、標準放送の受信料につき財政の許す限度で大幅にこれを広げようとするものであつて、社会的、経済的事情にかかわらず、国民ひとしく放送の利益を享受しうるよう措置すべき免除制度の目的にも合致し、前記放送網の拡充とあいまつて、放送の普及に資するため適切な措置である。

(2) わせ考量し、昭和三十七年度裏施を目標として、安定的な料金体系の確立につき根本的検討を行なう必要がある。また、テレビジョン放送受信料収入の増加の勢いも漸次銘柄化においてもむくものと考えられる一方、建設資金に係る財政負担の増加及び事業規模の拡大に伴う支出の増大が予測されることにかんがみ、もし、当年度において収入がその予定額を上回ることとなつた場合には、つとめてこれを長期負債の返還に充当すること等により事業運営に対する財政

議案の内容を概略御説明申し上げますと、昭和三十六年度における事業計画は、昭和三十三年度を起点とする放送事業五ヵ年計画の一環としてその早期達成を期し、計画の重点を、ラジオ放送における難聴地域の解消、混信の防遏、老朽設備の改善、テレビジョン放送における総合、教育両放送網の早期完成、ラジオ及びテレビ番組の刷新、拡充、国際放送の拡充、受信料免除範囲の拡大、集金制度の合理化等、受信者対策の強化、技術、番組両分野にお

日本放送協会昭和三十六年度収支予算、事業計画及び資金計画に対する意見書
昭和三十六年三月 郵政大臣

日本放送協会昭和三十六年度収支予算、事業計画及び資金計画について、これらを通じ、次のとおり意見書を付する。

規定に基づき、国会の承認を求めるの性

的基礎の確立に資することが望

卷之三

理由

のあつた同協会昭和三十六年度收支

予算事業計画及び資金計画について
ては、放送法第三十七条第二項の規

はないかとの意見が述べられたのでありますて、政府が政令の改正を行なわれることにあたっては、本法の立法趣旨にもかんがみ、これらの諸点について善く考慮することを要望いたします。

本法は、昭和二十七年、第十三回国会において、議員立法をもつて制定され、その後、昭和三十四年の第三十一

委員会提案の法律案としてその一部改正が行なわれた経過にかんがみ、今回の改正もまた委員会提案といいたしました次第であります。

以上が本案提案の理由及びその内容の概要であります。すみやかに御可決あらんことをお願ひいたします。(拍

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしま
す。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたします。
した。(拍手)

出席國會勞工大會自述

蔵政務次官	大久保武雄君	石田 博英君
部政務次官	纏綿 順三君	
林政務次官	井原 崇高君	
政務次官	森山 欽司君	

有価証券取引税法の一部を改正する法律
國民金融公庫法の一部を改正する法律
住宅金融公庫法等の一部を改正する法律
港湾整備緊急措置法
法律
（議員退職）
一、香川県第二区選出議員福田繁芳君は、刑事被告事件について、最高裁

高田	富貴君	藤井	勝志君
有馬	輝武君	田原	春次君
春日	一幸君	浦野	幸男君
前田	義雄君	稻村	隆一君
樺崎	弥之助君	井畠	繁雄君
文教委員			
社会労働委員			
鈴木	義男君	受田	新吉君
吉村	吉雄君	大庭	義和君
春日	一幸君	佐々木	義和君
井畠	繁雄君	中西	義和君

一、昨二十二日常任委員の辞職
内閣委員 倉石忠予算委員 加藤常太郎

君 間田修一君
君 田澤吉郎君
君 謙谷勝利君

予算委員	倉石 忠雄君	關谷 勝利君
内閣委員	佐々木義武君	受田 新吉君
地方行政委員	岡田 修一君	谷垣 専一君
外務委員	亀岡 高夫君	橋本 龍伍君
大蔵委員	愛知 摥一君	佐々木義武君
文教委員	岡田 修一君	鈴木 義男君
農林水産委員	谷垣 専一君	玉置 一徳君
亀岡 高夫君	田中幾三郎君	島上善五郎君
運輸委員	玉置 一徳君	渡辺 慶蔵君
建設委員	兒玉 末男君	田中幾三郎君
議院運営委員	玉置 一徳君	島上善五郎君
(常任委員補欠選任)	渡辺 慶蔵君	
一、去る十六日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。		
外務委員	福田 繁芳君	
社会労働委員	小川 半次君	
一、去る十七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。		
法務委員		

昭和三十六年三月二十二日 衆議院会議録第十八号 請願を省略した議長の報告

法人税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案

一、去る十七日議員から提出した質問

主意書は次の通りである。

アメリカの紡製品輸入制限及びギン

ガム輸出対策に関する質問主意書

(田中武夫君提出)

一、去る十八日議員から提出した質問

主意書は次の通りである。

石川県山中町における仮払い金等支

出に関する質問主意書(谷口善太郎

君提出)

(答弁通知書受領)

一、去る十七日、内閣から、衆議院議

員勝間田清一君提出東富士演習場問

題を含んでおり、関係省庁で慎重に

調査、検討をするため、昭和三十

六年三月二十四日までに答弁する旨

の国会法第七十五条第二項後段の規

定による通知書を受領した。

本院議員提出案を参議院に送付し

た。

一、昨二十二日、予備審査のため次の

本院議員提出案を参議院に送付し

(山中吾郎君外九名提出)

(答弁通知書受領)

一、去る十七日、内閣から次の答弁書

を受領した。

衆議院議員井堀繁雄君提出公社、公

団及び事業団の性格に関する質問に

対する答弁書

(答弁書受領)

一、去る十七日、内閣から次の答弁書

を受領した。

(2) 公團 日本住宅公團、日本

道路公團、首都高速道

路公團、国内旅客船公

團、愛知用水公團、農

地開発機械公團及び森

はそれ以外のものか、適用を受ける

事業団の役職員の性格は公務員であ

るか、企業体職員であるか、あるいは

労働法規は何か、又これら公社、公

團及び事業団の機能、責任と権限の

範囲、主管大臣との関係、国会との

関係についての相違点を明らかにさ

れたい。

右質問する。

昭和三十六年三月十七日

内閣総理大臣 池田 勇人

衆議院議長清瀬一郎殿

新設予定のものとしては、

年金福祉事業団、雇用促進事業

団、新技術開発事業団及び畜産振

興事業団

及び日本蚕糸事業団

新設予定のものとしては、

年金福祉事業団、雇用促進事業

団、新技術開発事業団及び畜産振

興事業団

である。

二、役職員の性格

公社、公團及び事業団を通じて

その役職員は、いずれも国家

公務員ではなく、國家公務員法の

適用はないが、鉛害復旧事業団の

三、職員に対する労働法規の適用

三公社以外の公社、公團及び事

業団の職員については、一般民間

労働者と同じように、労働基準

法、労働組合法及び労働関係調整

法のいわゆる労働三法がそのまま

適用されるのであるが、三公社の

職員には、労働基準法が適用され

るほか、労働組合並びに労働関係

適用されるのであるが、三公社の

職員には、労働基準法が適用され

これに該当する。

三、職員に対する労働法規の適用

三公社以外の公社、公團及び事

業団の職員については、一般民間

労働者と同じように、労働基準

法、労働組合法及び労働関係調整

法のいわゆる労働三法がそのまま

適用されるのであるが、三公社の

職員には、労働基準法が適用され

るほか、労働組合並びに労働関係

適用されるのであるが、三公社の

これに該当する。

た、日本国有鉄道においては、所定の役職員をして特別司法警察職員又は鉄道公安職員として、鉄道犯罪の捜査にあたらせることができ、日本専売公社においては國の専売権の実施にあたり、専売法に基づく許可、指定等の権限を有し、また、国税犯則取締法が準用される場合があり、その場合には収税官吏の職務を公社の役職員中主務大臣の指定を受けた者が行なうものとされるほか、立入検査権、強制徴収権を与えられ、日本電信電話公社においては、公衆電気通信法に定められた土地等の使用、一時使用、土地の立入、植物の伐採、線路の移転請求の権限を有する等最も國に近い色彩をもつてゐる。

(2) 公團は、住宅供給、道路建設、旅客船建造、水資源の総合開発、農地開発機械の効果的運用、林道開設、森林造成等を目的として設立された特別法人であるが、事業の内容に共通性はない。また、日本道路公社には経営委員会があるが、専売公社にはこれに該当する特別の機関ではなく、また、国鉄には監査のため監査委員会が設けられている。なお、三公社は、主務大臣の監督に服し、この面において、行政権の系統に属し、主務大臣を通じて国会のコントロールに服するのは、他

の公社、公團及び事業団の場合と同様である。

次に、原子燃料公社は、核原 料物質の開発等を目的として設立された全額政府出資の特別法人であるが、三公社と異なり、公共企業体等労働関係法の適用ではなく、決算説明書及び財務諸表の国会報告が定められてゐる点において三公社と類似性を有するにすぎず、その性格は、むしろ公團に近いものである。なお、主務大臣の監督に服する点は他の公社、公團及び事業団と同じであり、主務大臣を通じて国会のコントロールに服する。

(3) 公團は、住宅供給、道路建設、旅客船建造、水資源の総合開発、農地開発機械の効果的運用、林道開設、森林造成等を目的として設立された特別法人であるが、事業の内容に共通性はない。また、日本住宅公社及び首都高速道路公團のように、一定の事項については議決機関として管理委員会の設けられているものがある。また、公團は、主務大臣の監督に服し、主務大臣を通じて国会のコントロールに服することは、公社及び事業団と同じである。

次に事業団は、社会保険施設の設置、運営、乾燥の充満加工等による繊維水準の維持、鉱害復旧、特定鉱業の整備、合理化、中小企業退職金共済制度の運

代行がみとめられている。愛知用水公團、農地開発機械公團及び森林開発公團は、事業遂行の

機能に対する法人存立の基礎があり、専売法の規定を欠く。)を

補助金(農地開発機械公團については、補助の規定を欠く。)を資金としてその業務が運営され

るが、その資金的基盤は、國家的なものといえよう。なお、愛

用水公團及び森林開発公團については、受益者負担金の徴収及びその強制徴収、県の費用負担並びに職員の立入等の権限がみとめられている。

公團は、総裁、理事長、理事等が代表するが日本住宅公社及び首都高速道路公團のように、一定の事項については議決機関として管理委員会の設けられてゐるものがある。また、公團は、主務大臣の監督に服し、主務大臣を通じて国会のコントロールに服することは、公社及び事業団と同じである。

次に事業団は、社会保険施設

の設置、運営、乾燥の充満加工等による繊維水準の維持、鉱害復旧、特定鉱業の整備、合理化、中小企業退職金共済制度の運

行がみとめられている。

愛知用水公團、農地開発機械公團及び森林開発公團は、事業遂行の

機能に対する法人存立の基礎があり、専売法の規定を欠く。)を

補助金(農地開発機械公團については、補助の規定を欠く。)を

資金としてその業務が運営され

るが、その資金的基盤は、國家

的なものといえよう。なお、愛

用水公團及び森林開発公團については、受益者負担金の徴収及びその強制徴収、県の費用負

担並びに職員の立入等の権限が

みとめられている。

公團は、総裁、理事長、理事等が代表するが日本住宅公社及び

首都高速道路公團のように、一

定の事項については議決機関

として管理委員会の設けられ

てゐるものがある。また、公團

は、主務大臣の監督に服し、主

務大臣を通じて国会のコントロ

ールに服することは、公社及び

事業団と同じである。

次に事業団は、社会保険施設

の設置、運営、乾燥の充満加工

等による繊維水準の維持、鉱害

復旧、特定鉱業の整備、合理化、

中小企業退職金共済制度の運

行がみとめられている。

事業団は、理事長、理事等が

代表するが、鉱害復旧事業団の

強制徴収権がみとめられて

いる。

事業団は、理事長、理事等が

代表するが、鉱害復旧事業団の

強制徴収権がみとめられて

(2) 主務大臣の認可、承認等

予算決算については、三公社は、国会のコントロールに直接及ぶことは既に述べたところであるが、その他の公社、公団及び事業団においては予算、事業計画及び資金計画について主務大臣の認可を受けることを要し、また、財務諸表についても主務大臣の承認を要するものとされる。

このほか、公社、公団及び事業団は各種の行為、計画等について主務大臣の認可等を受けることが必要とされる場合が多い。

(3) 監督

公社、公団及び事業団は、すべて一般的に主務大臣の監督を受け、主務大臣は、必要な場合には業務に関する監督命令を発しうることとされている。

六 国会との関係

(1) 三公社については、予算是、主務大臣が所要の調整を行ない、閣議の決定を経て内閣が国会に提出し、その議決を求めることになつております。また、その決算書類を内閣から国会に提出することになつてゐる。なお、電々公社の経営委員会の委員の任命は、両議院の同意を要する

ことは既に述べたとおりである。

(2) 原子燃料公社は、決算説明書及び財務諸表を国会に報告することになつてゐる。

(3) そのほかには、直接に国会との関係を定めたものはないと考えられるが、公社、公団及び事業団はすべて主務大臣の監督に服するので、行政権の系統に属し、主務大臣を通じて国会のコントロールを受けることはいうまでない。さらに、公社、公団及び事業団は、いずれも特別の法律に基づき設立されたものであり、その運営は法律に従つて行なわれるのだから、その意味で立法機関たる国会のコントロールを受けることになる。